

公益財団法人東京都水泳協会 賛助会員規程

(目 的)

第1条 本規程は、公益財団法人東京都水泳協会（以下「本協会」という。）の賛助会員（以下「会員」という。）にかかわる必要な事項について定めることを目的とする。

(会 員)

第2条 会員は、本協会定款第3条及び第4条の目的及び公益目的事業に賛同し、入会した個人とする。

(入 会)

第3条 会員になろうとする者は、入会申込書に必要事項を記入して代表理事に提出しなければならない。

- 2 代表理事は提出された入会申込を審査し入会の可否について決定する。
- 3 会員の募集定員及び入会条件は理事会の承認を経て、代表理事が別に定める。
- 4 会員には、会員証(ADカード)を配布する。

(退 会)

第4条 会員が退会するときは、あらかじめ退会届を代表理事に提出しなければならない。

(会員の有効期間)

第5条 会員の有効期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

- 2 会員資格は、入会が期間途中であっても3月31日に失効する。

(会 費)

第6条 会員の年度会費は次のとおりとする。

- 1 10,000円とし、1口以上
- 2 会費の納入は、入会時に本協会指定の方法で納入するものとする。
- 3 入退会の都合で会員期間が1年に満たない場合でも年度会費の減額はしない。

(賛助会費の使途)

第7条 前条の賛助会費の使途は、その全額を公益目的事業費に使用するものとする。

(会費の不返還)

第8条 会員が既に納入した会費は返還しない。

(賛助会員の権利)

第9条 会員には、本協会が指定した主催事業において、次の権利を付与する。

- (1) 会員専用観覧席の利用許可
- (2) 会場内での撮影許可
- 2 前項の権利を行使する場合は、その事業毎に定められた規定に従わなければならない。

(除 名)

第10条 賛助会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議を経て除名することができる。

- (1) 会員が本協会の名誉を傷つけ、又は、当協会の目的に違反する行為のあったとき
- (2) 会員が会費の納入を怠ったとき
- (3) その他、本協会が会員とすることを不適切であると判断したとき

(免責事項)

第11条 本協会は、会員が被ったいかなる損害に対しても賠償責任を負わないものとする。

(規程の変更)

第12条 本規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会の承認を経て、代表理事が別に定める。

(改 廃)

第13条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則 1 本規程は、平成27年3月1日より施行する。

- 2 平成31年4月1日より一部改訂施行する。